

平成28年12月12日

答申第742号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「① 放送法、NHK経理規程に基づかずに退職給付に係る会計基準注解に反して不正な手続きを実施した経緯、② 年金受給者数不明で退職従業員については、期末時点の給付現価額により計算が可能とする計算方法、③ 上記②の計算の正確性を検証する方法、④ 会計監査人に当該退職給付見込額に関して、『十分かつ適切な監査証拠』として提供したデータの内容」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①は不正な手続きを行っていないため、②および③は、年金受給者に関する個々のデータをもとに退職給付に関する計算を行っているため、いずれも文書は存在せず開示することができないとした。④は年金受給者（現役従業員・退職従業員）に関する個々のデータであって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、①、②および③はいずれも文書が存在しないため、④は規程第8条1項1号に該当するため、いずれも開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、「放送法、NHK経理規程に基づかずに退職給付に係る会計基準注解に反して不正な手続きを実施した経緯」、「年金受給者数不明で退職従業員については、期末時点の給付現価額により計算が可能とする計算方法」および「上記の計算の正確性を検証する方法」については、いずれも文書が存在しないため、「会計監査人に当該退職給付見込額に関して、『十分かつ適切な監査証拠』として提供したデータの内容」については、規程第8条1項1号に該当するため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第755号諮問、審議、答申